

「京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正（中間案）」
に対する府民の皆様からの意見募集結果について

この度、「京都府民意見提出手続要綱」に基づき、上記案について府民等の意見を募集しましたところ、その結果は下記のとおりでした。

記

1 意見募集期間

平成24年10月9日（火）から平成24年11月2日（金）まで

2 意見提出数

2件（2通）

3 意見の要旨と府の考え方

意見の要旨	府の考え方
地下水が汚染されると健康への影響が生じるので、徹底した調査を行うべき。	河川・海域等の公共用水域及び地下水の水質調査を計画的に実施し、汚染状況等の把握に努めています。今後もこれらの取組を継続します。
工場や事業場からの汚水が地下水等に流出すると健康への影響が生じるので、徹底した調査を行い、安心して水道を使えるようにして欲しい。	工場や事業場に対しては、水質汚濁防止法や京都府環境を守り育てる条例に基づき、立入調査や排水水質調査を計画的に実施し、排水基準や汚水の地下浸透規制の遵守を指導しています。今後もこれらの取組を継続します。 また、水道については、市町村等の水道事業者が、原水の水質に応じた適切な浄水処理を行い、法令で規定された水質基準に適合していることを確認して給水しています。